

令和3年12月議会

議案説明資料

- 議案第216号 令和3年度福岡市一般会計補正予算案（第6号）
- 議案第226号 令和3年度福岡市市債管理特別会計補正予算案（第2号）
- 議案第231号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案
- 議案第232号 福岡市宿泊税条例の一部を改正する条例案
- 議案第261号 当せん金付証票の発売について

財 政 局

議案第216号

令和3年度 福岡市一般会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
6	24 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	千円 598,244	千円 1,889,399	千円 2,487,643
6	25 諸収入	2 納付金	1 納付金	22,359	349	22,708
6 ・ 7		3 保険料収入	1 保険料収入	35,798	400	36,198
合 計				656,401	1,890,148	2,546,549

歳 出

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
12	2 総務費	1 総務管理費	7 車両管理費	千円 297,939	千円 △ 6,361	千円 291,578
14 5 17		2 徴税費	1 税務総務費	4,241,445	55,610	4,297,055
合 計				4,539,384	49,249	4,588,633

補正予算案（第6号）

節		金額	説明
区分	金額		
1	前年度繰越金	千円 1,889,399	前年度繰越金の追加
1	健康保険料	349	健康保険法に基づく保険料収入の追加
1	雇用保険料収入	220	雇用保険法に基づく保険料収入の追加
2	厚生年金保険料収入	180	厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加

節		節		説明
区分	金額	区分	金額	
2	給料		千円	一般職職員給与費等の減額
	△ 4,462			
3	職員手当等	1 扶養手当 2 地域手当 3 住居手当 4 通勤手当 8 時間外勤務手当 12 期末勤勉手当 14 児童手当	△ 894 △ 502 △ 233 162 △ 1 △ 4,117 △ 210	〔関連歳入〕 (25) 諸収入 △ 266 千円 健康保険料 △ 119 雇用保険料収入 34 厚生年金保険料収入 △ 181
4	共済費			
2	給料			給与費等の追加
	6,303			
3	職員手当等	1 扶養手当 2 地域手当 3 住居手当 4 通勤手当 6 特殊勤務手当 8 時間外勤務手当 10 管理職員特別勤務手当 11 管理職手当 12 期末勤勉手当 14 児童手当	777 4,534 △ 1,045 5,851 △ 773 16,908 △ 4 △ 400 △ 12,015 515	〔関連歳入〕 (25) 諸収入 1,015 千円 健康保険料 468 雇用保険料収入 186 厚生年金保険料収入 361
4	共済費			

議案第226号

令和3年度 福岡市市債管理特別会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
132	1 市 債	1 市 債	1 一 般 会 計 債	96,074,333	31,000	96,105,333
合 計				96,074,333	31,000	96,105,333

歳 出

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
134 ・ 135	1 繰 出 金	1 他 会 計 金	1 一 般 会 計 金	96,074,333	31,000	96,105,333
合 計				96,074,333	31,000	96,105,333

補正予算案(第2号)

節		区 分	金 額	説	明
区 分	金 額				
7	土 木 債		千円 15,000	道路橋りょう整備債の追加	15,000 千円
11	教 育 債		△ 96,000	学校建設債の減額	△ 96,000 千円
12	災 害 復 旧 債		112,000	1. 農林水産施設災害復旧債の追加 2. 公共土木施設災害復旧債の追加	82,000 千円 30,000 千円

節		区 分	金 額	区 分	金 額	説	明
区 分	金 額						
27	繰 出 金		千円 31,000		千円	市債収入金繰出金の追加	
						[関連歳入]	
						(1) 市債	31,000 千円
						土木債	15,000
						教育債	△ 96,000
						災害復旧債	112,000

議案第 231 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正等に伴い、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の見直しに伴う規定の整備（附則第 32 条）

地方税法の改正により、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、適用対象の見直しを行った上で2年延長されたことに伴い、市税条例においても同様に当該特例に係る規定の整備を行うもの。

(2) 源泉徴収に関する事項の電子提供に係る事前承認制の廃止に伴う規定の整備（第 23 条の 3、第 23 条の 4、第 35 条の 5）

所得税（国税）において、給与支払者等が従業員等から源泉徴収に関する事項を書面に代えて電子的方法により提供を受ける際の税務署長による事前承認制が廃止されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

(3) 帳簿書類の電子保存に係る事前承認の廃止（目次、第 93 条の 10 の 2 から第 93 条の 10 の 8 まで）

国税において、事業者が帳簿書類等を電子保存する際の税務署長による事前承認制が廃止されたことを踏まえ、市税条例においても同様に市長による事前承認の廃止を行うもの。

(4) 国税における連結納税制度の見直しに伴う所要の改正（第 11 条、第 33 条、第 34 条、第 34 条の 2、附則第 11 条、附則第 12 条）

法人税（国税）における連結納税制度の見直しに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

(5) その他規定の整備（第 15 条、附則第 14 条、附則第 27 条）

地方税法の改正に伴い生じた項ずれ等について、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

- (1) 第 23 条の 3、第 23 条の 4、第 35 条の 5、附則第 27 条、附則第 32 条・・・公布の日
- (2) 目次及び第 93 条の 10 の 2 から第 93 条の 10 の 8 まで・・・令和 4 年 1 月 1 日
- (3) 1 (4)に係る改正規定及び第 15 条、附則第 14 条・・・令和 4 年 4 月 1 日

軽自動車税種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し

環境性能の優れた軽四輪車等の普及を促進するため、軽自動車税種別割を環境性能に応じて軽減するグリーン化特例（軽課）について、地方税法の改正により、営業用乗用車等の適用対象の見直しを行った上で2年間延長することとされたことから、市税条例において規定の整備を行うもの。

〈例1〉 営業用乗用車 軽減前税率 6,900円

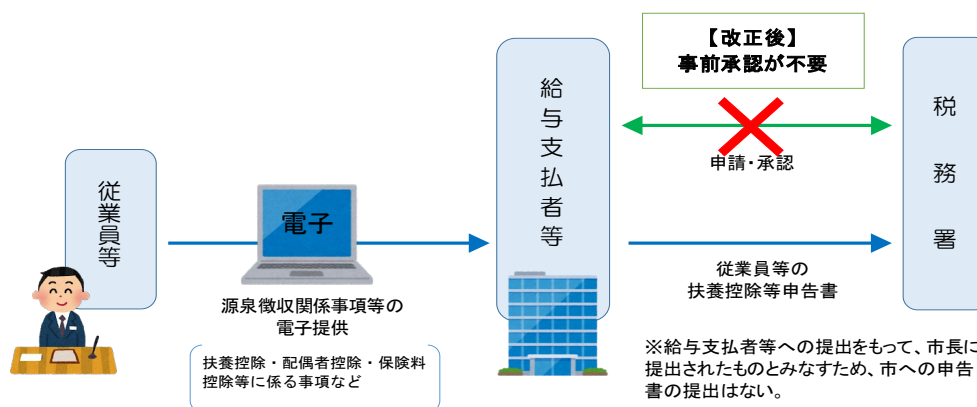
現 行		改 正 後	
令和3年3月31日までに取得分 (令和3年度まで課税分)		令和3年4月1日～令和5年3月31日に 取得分(令和4、5年度課税分)	
区分	税率	区分	税率
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減 1,800円	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減 1,800円
ガソリン車等 <u>2020年度基準+30%達成</u>	50%軽減 3,500円	ガソリン車等 <u>2030年度基準 90%達成</u>	50%軽減 3,500円
ガソリン車等 <u>2020年度基準+10%達成</u>	25%軽減 5,200円	ガソリン車等 <u>2030年度基準 70%達成</u>	25%軽減 5,200円

〈例2〉 自家用軽貨物自動車 軽減前税率 5,000円

現 行		改 正 後	
令和3年3月31日までに取得分 (令和3年度まで課税分)		令和3年4月1日～令和5年3月31日に 取得分(令和4、5年度課税分)	
区分	税率	区分	税率
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減 1,300円	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減 1,300円
ガソリン車等 <u>2015年度基準+35%達成</u>	<u>50%軽減</u> <u>2,500円</u>	<u>軽減なし</u>	
ガソリン車等 <u>2015年度基準+15%達成</u>	<u>25%軽減</u> <u>3,800円</u>	<u>軽減なし</u>	

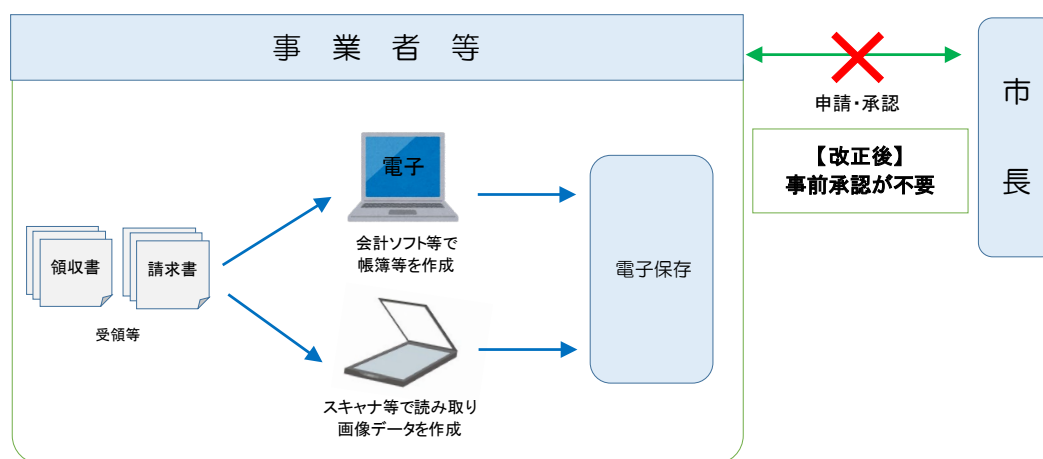
源泉徴収に関する事項の電子提供に係る事前承認制の廃止に伴う対応

所得税（国税）において、給与支払者等が従業員等から源泉徴収に関する事項の電子提供を受ける際の税務署長による事前承認が不要とされたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。



帳簿書類の電子保存に係る事前承認の廃止

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の改正により、国税において事業者が帳簿書類等を電子保存する際の税務署長による事前承認が不要とされたことを踏まえ、納税環境のデジタル化を推進するため、入湯税における電子保存の手続きについても同様に、市長による事前承認を廃止するもの。



国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う法人税（国税）の連結納税制度について、企業の事務負担の軽減等の観点から見直しが行われたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第93条の2—<u>第93条の10の8</u>）</p> <p>第2節及び第3節 略</p> <p>附則</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第25条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5（第35条の4の2において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第32条の4第1項（第32条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第33条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項</u>に規定する申告書に係る部分を除く。）、第35条の4、第47条、第59条の4第1項、第61条、第69条の6、第93条の7若しくは第96条又は法第473条第1項若しくは第2項、法第599条第1項、法第625条第1項、法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号及び第5号から第7号までに掲げる期間並びに第2号から第4号までに定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当す</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第93条の2—<u>第93条の10の4</u>）</p> <p>第2節及び第3節 略</p> <p>附則</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第25条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5（第35条の4の2において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第32条の4第1項（第32条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。）、第33条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項</u>に規定する申告書に係る部分を除く。）、第35条の4、第47条、第59条の4第1項、第61条、第69条の6、第93条の7若しくは第96条又は法第473条第1項若しくは第2項、法第599条第1項、法第625条第1項、法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号及び第5号から第7号までに掲げる期間並びに第2号から第4号までに定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当す</p>

改正前	改正後
<p>る延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条第1項に規定する申告書（法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書に限る。）に係る税額 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(3) 第33条第1項に規定する申告書（<u>法第321条の8第22項及び第23項</u>に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 法第294条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等（法人及び人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業（以下この項において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この節において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる法人等 年額60,000円</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第9号までにおいて同じ。）で資本金等の額が</p>	<p>る延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第33条第1項に規定する申告書（法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>に規定する申告書に限る。）に係る税額 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(3) 第33条第1項に規定する申告書（<u>法第321条の8第34項及び第35項</u>に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 法第294条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等（法人及び人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業（以下この項において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この節において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる法人等 年額60,000円</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第9号までにおいて同じ。）で資本金等の額が</p>

改正前	改正後
<p>1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下であるもの</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> _____ 場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第2条の3の4第2項に定めるものをいう。次条第4項 _____ において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第23条の4 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> _____ 場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当</p>	<p>1,000万円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下であるもの</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第2条の3の4第2項に定めるものをいう。次条第4項<u>及び第35条の5第3項</u>において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第23条の4 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当</p>

改正前	改正後
<p>該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(法人等の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 市民税を申告納付する義務がある法人等は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>に規定する申告書を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の規定による申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定の納期限までに、<u>同条第22項</u>の規定による申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法<u>第321条の8第22項</u>に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限(納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この項において同じ。)までの期間又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法人等が法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がそ</p>	<p>該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(法人等の市民税の申告納付)</p> <p>第33条 市民税を申告納付する義務がある法人等は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>に規定する申告書を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の規定による申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定の納期限までに、<u>同条第34項</u>の規定による申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法<u>第321条の8第34項</u>に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>の納期限(納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この項において同じ。)までの期間又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法人等が法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がそ</p>

改正前	改正後
<p>の提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減</p>	<p>の提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減</p>

改正前	改正後
<p>額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（<u>法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p>	<p>額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（<u>法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第34条の2第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第34条の2第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</u></p>	

改正前	改正後
<p>(法人等の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、第7条による納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと<u>同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)</u>若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るも</p>	<p>(法人等の市民税に係る不足税額の納付の 手続)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項_____の納期限とし、第7条による納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____による更正に係るも</p>

改正前	改正後
<p>のにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令<u>第48条の15の5第4項</u>に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(法人等の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第34条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第34条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等についてされた当該増額</p>	<p>のにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令<u>第48条の15の4第4項</u>に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(法人等の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第34条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第34条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等についてされた当該増額</p>

改正前	改正後
<p>更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第33条第4項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により</u></p>	<p>更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p><u>納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第4項の申告書の提出期限までの期間</u>と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>第34条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人等についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）</u>」とあるのは、「<u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条の2第4項の申告書の提出期限までの期間</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（退職所得申告書）</p> <p>第35条の5 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当者の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時まで、<u>施行規則第5号の9様式による申告書（以下本条及び次条第1項において「退職所得申告書」という。）</u>を、その退職手当等の支払をする者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（退職所得申告書）</p> <p>第35条の5 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当者の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時まで、<u>施行規則第5号の9様式による申告書（以下この条及び次条第1項において「退職所得申告書」という。）</u>を、その退職手当等の支払をする者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(入湯税に関する帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p>第93条の10の2 入湯税の特別徴収義務者は、帳簿（前条に規定する帳簿をいう。以下この節において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する<u>場合であつて、市長の承認を受けたときは</u>、規則で定めるところにより、<u>当該承認を受けた帳簿に関する電磁的記録</u>（法第748条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもつて<u>当該承認を受けた帳簿</u>の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>(入湯税に関する帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第93条の10の3 入湯税の特別徴収義務者は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する<u>場合であつて、市長の承認を受けたときは</u>、規則で定めるところにより、<u>当該承</u></p>	<p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が施行令第48条の18において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(入湯税に関する帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p>第93条の10の2 入湯税の特別徴収義務者は、帳簿（前条に規定する帳簿をいう。以下この節において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____，規則で定めるところにより、当該 _____ 帳簿に係る 電磁的記録（法第748条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもつて当該 _____ 帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>(入湯税に関する帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第93条の10の3 入湯税の特別徴収義務者は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____，規則で定めるところにより、<u>当該</u></p>

改正前	改正後
<p>認を受けた帳簿に関する電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(法第749条第1項に規定するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもつて<u>当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</u></p> <p>2 前条の承認を受けている者は、<u>当該承認を受けている帳簿(以下「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。)</u></p> <p>_____</p> <p>の全部又は一部について<u>市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に関する電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿に関する電磁的記録の保存に代えることができる。</u></p> <p>_____ (電磁的記録による保存等の承認の申請等)</p> <p><u>第93条の10の4 入湯税の特別徴収義務者は、帳簿について第93条の10の2の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日(当該帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第3項第1号において同じ。)の3月前の日までに申請書及びこれに添付する書類を市長に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に備付けを開始する帳簿であるときは、設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を市長に提出することができる。</u></p>	<p>_____帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(法第749条第1項に規定するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもつて<u>当該_____帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</u></p> <p>2 前条の<u>規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている入湯税の特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿の全部又は一部について_____</u>、規則で定めるところにより、<u>当該帳簿に係る_____電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿に係る_____電磁的記録の保存に代えることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る帳簿の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある帳簿について、その申請を却下することができる。</u></p> <p>(1) <u>次条第1項の規定による届出書が提出され、又は第93条の10の6の規定により承認を取り消された帳簿であつて、当該届出書が提出され、又は当該帳簿に関する承認を取り消された日以後1年以内にその申請書が提出されたこと。</u></p> <p>(2) <u>その電磁的記録の備付け又は保存が第93条の10の2に規定する規則で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。</u></p> <p><u>3 第1項の申請書の提出があつた場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、当該各号に定める日においてその承認があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>当該申請書が第1項本文の規定により提出されたものである場合 当該帳簿の備付けを開始する日の前日</u></p> <p>(2) <u>当該申請書が第1項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から3月を経過する日</u></p> <p><u>(電磁的記録による保存等の承認に関する変更)</u></p> <p><u>第93条の10の5 第93条の10の2の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済帳簿の全部又は一部について、同条に規定する電磁的記録の備付け及び保存をやめようとする場合には、届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>後は、当該届出書に関する電磁的記録に係る承認済帳簿については、その承認は、その効力を失うものとする。</u></p> <p><u>2 第93条の10の2の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済帳簿に関する前条第1項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（当該帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（電磁的記録による保存等の承認の取消し）</u></p> <p><u>第93条の10の6 市長は、電磁的記録に係る承認済帳簿の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済帳簿について、その承認を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。</u></p> <p><u>(2) その電磁的記録の備付け又は保存が第93条の10の2に規定する規則で定めるところに従って行われていないこと。</u></p> <p><u>（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）</u></p> <p><u>第93条の10の7 第93条の10の4から前条までの規定は、第93条の10の3各項の承認について準用する。この場合において必要な技術的読替は、規則で定める。</u></p> <p><u>（入湯税に関する条例等の規定の適用）</u></p> <p><u>第93条の10の8 第93条の10の2又は第93条の10の3各項のいずれかの承認を受けている帳簿に関する</u> <u>電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例又はこの条例に基づく規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計</u></p>	<p><u>（入湯税に関する条例等の規定の適用）</u></p> <p><u>第93条の10の4 第93条の10の2又は前条各項</u> <u>のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例又はこの条例に基づく規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計</u></p>

改正前	改正後
<p>算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>第10条 当分の間、第34条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条の規定により第34条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条の規定にか</p>	<p>算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>第10条 当分の間、第34条の2第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条の規定により第34条の2第1項_____に規定する延滞金の割合を前条に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限_____が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条の2第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条の規定にか</p>

改正前	改正後
<p>かわらず,当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には,年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>かわらず,当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には,年12.775パーセントの割合)とする。</p>
<p>第12条 前条に規定する申告基準日とは,法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日,土曜日又は12月29日,同月30日若しくは同月31日に該当するときは,これらの日の翌日)をいう。</p>	<p>第12条 前条に規定する申告基準日とは,法人税額の課税標準の算定期間_____の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日,土曜日又は12月29日,同月30日若しくは同月31日に該当するときは,これらの日の翌日)をいう。</p>
<p>(法人等の法人税割の課税の特例)</p>	<p>(法人等の法人税割の課税の特例)</p>
<p>第14条 当分の間,前条に掲げる法人等(法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等を除く。)に対して課する法人税割額は,第20条の規定を適用して計算した法人税割額から,当該法人税割額に8.4分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。ただし,受託法人(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者について,法第294条の2第1項及び第2項の規定により,当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。)に対して課する法人税割額については,この限りでない。</p>	<p>第14条 当分の間,前条に掲げる法人等(法第312条第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。)に対して課する法人税割額は,第20条の規定を適用して計算した法人税割額から,当該法人税割額に8.4分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。ただし,受託法人(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者について,法第294条の2第1項及び第2項の規定により,当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。)に対して課する法人税割額については,この限りでない。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)</p>
<p>第27条 略 2 略</p>	<p>第27条 略 2 略</p>

改正前	改正後
3 法附則第15条第19項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
4 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
5 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号及び第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
6 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	9 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
10 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。	
12 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。	12 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。
(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第32条 略	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第32条 略
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、

改正前	改正後
<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>_____，当該軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、</u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については_____， _____， 当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、</u>当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については_____， _____， _____， 当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中</p>

改正前	改正後
<p>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受け</u>る3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受け</u>る3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

議案第 232 号

福岡市宿泊税条例の一部を改正する条例案

納税環境のデジタル化を推進するため、帳簿書類を電子保存する際の手続きの見直しについて、福岡市宿泊税条例（以下「宿泊税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

帳簿書類の電子保存に係る事前承認の廃止に伴う規定の整備(第17条から第27条まで)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の改正により、国税において帳簿書類等を電子保存する際の税務署長による事前承認が不要とされたことを踏まえ、納税環境のデジタル化を推進するため、宿泊税条例においても同様に市長による事前承認を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和4年1月1日

新旧対照表

福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）</p> <p>第17条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、<u>当該承認を受けた関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</u></p> <p>2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、<u>市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた関係書類の保存に代えることができる。</u></p> <p>3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、<u>市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた関係書類の保存に代えることができる。</u> _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p style="text-align: center;">（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）</p> <p>第17条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____，規則で定めるところにより、<u>当該 _____ 関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該 _____ 関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</u></p> <p>2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____，規則で定めるところにより、<u>当該 _____ 関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該 _____ 関係書類の保存に代えることができる。</u></p> <p>3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には _____，規則で定めるところにより、<u>当該 _____ 関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該 _____ 関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべ</u></p>

改正前	改正後
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第18条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、<u>当該承認を受けた関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</u></p> <p>2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、<u>市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた関係書類の保存に代えることができる。</u></p> <p>3 前条第1項又は第2項の承認を受けている者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、規則で定める場合において、<u>当該承認を受けている関係帳簿又は関係書類（以下「関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について市長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</u></p>	<p><u>き期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第18条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____，規則で定めるところにより、<u>当該</u> _____ 関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって<u>当該</u> _____ 関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____，規則で定めるところにより、<u>当該</u> _____ 関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって<u>当該</u> _____ 関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前条第1項の規定により<u>関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類</u> _____ の全部又は一部について _____，規則で定めるところにより、<u>当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(電磁的記録による保存等の承認の申請等)</u></p> <p><u>第19条 特別徴収義務者は、第17条第1項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする関係帳簿の備付けを開始する日(当該関係帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第5項第1号において同じ。)の3月前の日までに、当該関係帳簿の種類、当該関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。)の概要その他規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする関係帳簿の全部又は一部が、その業務の開始の日から同日以後5月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に備付けを開始する関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後2月を経過する日又はその設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を市長に提出することができる。</u></p> <p><u>2 特別徴収義務者は、第17条第2項又は第3項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代える日(当該関係書類が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第5項第2号において同じ。)の3月前の日までに、当該関係書類の種類、同条第2項の承認を受けようとする場合にあつては当該関係書類の作成に使用</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>する電子計算機及びプログラムの概要，同条第3項の承認を受けようとする場合にあっては当該関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要その他規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して，これを市長に提出しなければならない。ただし，新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が，同条第2項又は第3項の承認を受けようとする場合において，当該承認を受けようとする関係書類の全部又は一部が，その業務の開始の日から同日以後5月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えるものであるときは，その業務の開始の日以後2月を経過する日又はその設立の日以後3月を経過する日までに，当該申請書を市長に提出することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は，前2項の申請書の提出があった場合において，当該申請書に係る関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは，その該当する事実がある関係帳簿書類について，その申請を却下することができる。</u></p> <p>(1) <u>次条第1項の規定による届出書が提出され，又は第21条第2項の規定による通知を受けた関係帳簿書類であって，当該届出書が提出され，又は当該通知を受けた日以後1年以内にその申請書が提出されたこと。</u></p> <p>(2) <u>その電磁的記録の備付け又は保存が，第17条各項に規定する規則で定めるところに従って行われないと認められる相当の理由があること。</u></p> <p>4 <u>市長は，第1項又は第2項の申請書の提出があった場合において，その申請につき承認又は却下の処分をするときは，その申請をした者に対し，書面によりその旨を通知するも</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>のとする。この場合において、却下の処分 の通知をするときは、その理由を記載するもの とする。</u></p> <p><u>5 第1項又は第2項の申請書の提出があっ た場合において、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ当該各号に定める日までにその申 請につき承認又は却下の処分がなかったと きは、当該各号に定める日においてその承認 があったものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 当該申請書が関係帳簿に係るものであ る場合（第3号に掲げる場合を除く。） 当該関係帳簿の備付けを開始する日の前 日</u></p> <p><u>(2) 当該申請書が関係書類に係るものであ る場合（次号に掲げる場合を除く。） 当 該関係書類に係る電磁的記録の保存をも って当該関係書類の保存に代える日の前 日</u></p> <p><u>(3) 当該申請書が第1項ただし書又は第2 項ただし書の規定により提出されたもの である場合 その提出の日から3月を経 過する日</u></p> <p><u>（電磁的記録による保存等の承認に係る変 更）</u></p> <p><u>第20条 第17条各項のいずれかの承認を受け ている者は、当該承認を受けている関係帳簿 書類（以下「電磁的記録に係る承認済関係帳 簿書類」という。）の全部又は一部について、 同条第1項に規定する電磁的記録の備付け 及び保存又は同条第2項若しくは第3項に 規定する電磁的記録の保存をやめようとす る場合には、規則で定めるところにより、そ のやめようとする電磁的記録に係る承認済 関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記 載した届出書を市長に提出しなければならない。 この場合において、当該届出書の提出 があったときは、その提出があった日以後</u></p>	

改正前	改正後
<p>は、当該届出書に関する電磁的記録に係る承認済関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。</p> <p>2 第17条各項のいずれかの承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済関係帳簿書類に関する前条第1項又は第2項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（電磁的記録による保存等の承認の取消し）</p> <p>第21条 市長は、電磁的記録に係る承認済関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。</p> <p>(2) その電磁的記録の備付け又は保存が第17条各項に規定する規則で定めるところに従って行われていないこと。</p> <p>2 市長は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知するものとする。</p> <p>（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）</p> <p>第22条 前3条の規定は、第18条各項の承認について準用する。この場合において必要な技術的読替は、規則で定める。</p> <p>（市税に関する法令の規定の適用）</p> <p>第23条 第17条各項</p>	<p>（市税に関する法令の規定の適用）</p> <p>第19条 第17条第1項、第2項若しくは第3項</p>

改正前	改正後
<p><u> </u>又は第18条各項のいずれかの承認を受けている関係帳簿書類</p> <hr/> <p><u> </u>に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類 とみなす。</p> <p>第24条～第27条 略</p>	<p><u>前段又は前条各項 </u>のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。</p> <p>第20条～第23条 略</p>

議案第261号

当せん金付証票の発売について

令和4年度において、本市が発売する宝くじの発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

記

発売総額	131億円以内
------	---------

《 参 考 》

1. 発売限度額及び発売額の推移

(単位:百万円)

年度	R3	R2	R1	H30	H29	H28
発売限度額	12,500	12,500	12,500	13,100	13,700	13,700
発売額	—	10,728	10,398	10,565	10,426	10,911

2. 福岡市における「発売総額 131億円以内」の積算について

(単位:億円)

区 分		金 額	
全国自治宝くじ	ドリームジャンボ	7.3	
	年末ジャンボ	30.0	
	バレンタインジャンボ	5.6	
	通常くじ	8.2	
	数字選択式くじ	ナンバーズ	13.6
		ミニロト	4.4
		ロト6	23.1
		ロト7	20.9
		ビンゴ5	2.1
	計	64.1	
	ネット専用	数字選択型	0.1
		無抽せん型	2.5
		計	2.6
	全国自治宝くじ 計		117.8
西日本宝くじ		13.2	
合 計		131.0	